

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の適正・公正な賦課のために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、車両番号	
記録範囲	軽自動車等の所有者及び使用者	
記録情報の収集方法	軽自動車税システム、住民票調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	減免関係綴(軽自動車税関係)	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の減免対象の特定のために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、生年月日、車検証、運転者の免許証の写し、個人番号、障がい者手帳情報	
記録範囲	軽自動車税減免申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税申告書ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の納税義務者の特定のために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、生年月日、車両情報	
記録範囲	軽自動車等の所有者及び使用者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税納税証明書交付申請書綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税車検用納税証明交付のために利用する。	
記録項目	氏名、住所、車両番号	
記録範囲	軽自動車税納税証明申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	市県民税申告ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税賦課(申告関係)のために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、住民票コード、職業・職歴、収入状況、給付の額、個人番号	
記録範囲	確定申告書、市県民税申告書を提出した者、年金受給者、給与支払を受けた者	
記録情報の収集方法	市県民税申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	市県民税調査ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税賦課(調査関係)のために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、親族関係、婚姻歴、本籍・国籍、家族状況、個人番号、住民票コード、収入状況	
記録範囲	税務署からの提供、本人への照会	
記録情報の収集方法	税務署からの資料提供、本人からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可申請書ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車臨時運行許可のために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、車両番号	
記録範囲	運行許可申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	課税台帳兼名寄帳	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局固定資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課、写しの交付を行うために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、親族関係、資産状況、賦課に必要な事項	
記録範囲	固定資産の所有者、相続人代表者、納税管理人、現所有者、委任者、受任者	
記録情報の収集方法	法務局からの通知、現所有者及び納税管理人から提出された申告書、納税関係者からの異動連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	法務局・税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	MISALIO 滞納管理(市税・国保料)ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局収納推進課	
個人情報ファイルの利用目的	市税収入等の確保のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、親族関係、婚姻歴、家族状況、宛名コード、職業・職歴、資産状況、収入状況、納税状況、公的扶助	
記録範囲	宛名登録のある個人	
記録情報の収集方法	収納システム、宛名システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、法人住民税システム、国民健康保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	預貯金等電子照会 DB ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局収納推進課	
個人情報ファイルの利用目的	滞納処分のための滞納者の財産調査等に利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、宛名コード、資産状況	
記録範囲	市税、国保料の滞納者	
記録情報の収集方法	預貯金照会システム(DAIS)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	預貯金照会システム(DAIS)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	納付(電話)催告システム(市税・国保料)ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局収納推進課	
個人情報ファイルの利用目的	滞納者への早期呼びかけ及び口座振替勧奨に利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、宛名コード、納税状況	
記録範囲	市税、国保料の滞納者	
記録情報の収集方法	滞納管理システム、NTT 西日本(ハローページ)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	MISALIO 収納管理(市税・国保料)ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局収納推進課	
個人情報ファイルの利用目的	市税・国民健康保険料の検収、過誤納金の処理に利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、健康保険証番号、宛名コード、収入状況、納税状況、口座情報、給付の額	
記録範囲	宛名登録のある個人	
記録情報の収集方法	各課賦課システム、宛名システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	MISALIO 口座管理(市税・国保料)ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局収納推進課	
個人情報ファイルの利用目的	市税・国民健康保険料の口座振替、検収、過誤納金の処理に利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、宛名コード、口座情報	
記録範囲	宛名登録のある個人	
記録情報の収集方法	本人、相続人等から提出された口座振替依頼書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	債権管理台帳(学校給食費・強制徴収公債権・非強制徴収公債権)	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務・債権管理局収納推進課	
個人情報ファイルの利用目的	債権所管課から徴収事務を移管された案件につき、滞納者に関するデータを管理し、滞納整理に利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、家族状況、居住状況、宛名コード、職業・職歴、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、滞納状況	
記録範囲	学校給食費、市税、保険料、徴収金、貸付金等の滞納者及び連帯保証人、相続人	
記録情報の収集方法	債権所管課から提出された書類及び債務者から提出された書類、その他財産調査により第三債務者から収集した資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		